※ 『「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣官房長官通知)』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
第1章 一般原則	第1章 一般原則	
第1項 産業の定義	第1項 産業の定義	
日本標準産業分類(以下「本分類」という。)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。	日本標準産業分類(以下「本分類」という。)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。	現行の「経済活動の場所的単位であって」のうち「あ
第2項 事業所の定義	第2項 事業所の定義	って」は口語的表現であり、表記上必ずしも適切では ないので、「あり」に修正するとともに、当該節は連用
本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位で <u>あり、</u> 原則として <u>その経済活動に次の二つの要件が備わって</u> いるものをいう。	本分類における事業所とは,経済活動の場所的単位で <u>あって</u> 原則として <u>次の要件を</u> <u>備えて</u> いるものをいう。	形の中止なので、読点を加える。また、要件が2つであることを明示するとともに、進行形となっている要件の記載と合せる。
(1) 単一の経営主体 <u>により、</u> 一区画を占めて行われていること。	(1) 経済活動が単一の経営主体 <u>の下において一定の場所すなわち</u> 一区画を占めて 行われていること。	「行われている」の主語が経済活動であることは自明なので、現行からその部分を削除する。また、現行の「一定の場所」が言い換えられて「一区画」と記載されているが、改定素案では、事業所の定義の前半(「他方」以降の特例的な事業所の定義の記載以外の部分)に「場所」が記載されず、言い換える必要がないため、削除する。さらに、「経営主体の下において」は、経済活動が経営主体によって行われるので、改定素案では「経営主体により」と簡潔に記載する。
(2) <u>その区画において</u> 、人及び設備を有して継続的に行われていること。	(2) <u>財又はサービスの生産と供給が</u> ,人及び設備を有して,継続的に行われていること。	現行の「財又はサービスの生産と供給」は経済活動と同義であり、自明でもあるので削除する。また、改定素案の(2)の内容が(1)に記載されている区画で行われることを明示するために「その区画において」を(2)に記載する。
具体的な事業所とは、 <u>例えば、</u> 工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。	<u>すなわち</u> ,事業所とは、 <u>一般に</u> 工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。	現行の定義の記載後に「すなわち」として例示を記載することは接続上適切ではないので、具体的な例示を記載する段落であることを明示するために、改定素案では「具体的な」に修正する。また、記載されている例示が普遍的であるとは必ずしも言えないため、現行の「一般に」ではなく、「例えば」と修正する。

改 定 素 案	現行(第13回改定)	改定理由
区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体でとにそれぞれを一区画とする。	<u>この場合、</u> 一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば <u>原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。</u>	現行では、「構内」の説明がなく、また、個々の事業所を識別する際の「経営主体」、「区画」、「構内」の三者の関係が分かり難いため、改定素案のように修正する。 参考までに、「構内」と「区画」を補足的に説明すると次のようになる。 「構内」:単一又は複数の経営主体により経済活動が行われている場所的な単位である。例えば、塀や生け垣等により囲まれてている場所、道路等により区切られている土地、一棟のビル等のように、他の場所とは外形的に区別されている場所を想定している。 「区画」:構内のうち、単一の経営主体により経済活動が行われている場所的な単位である。したがって、ある構内に、複数の経営主体がそれぞれの場所で経済活動を行っている場合には、その構内には複数の区画が存在することになる。
このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。	なお、一区画であるかどうかが明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。 また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。	経済活動の場所的単位により区画を識別し難い場合には、場所的(外形的)ではなく、経営上の観点から区画を識別することができるという趣旨である。その手段としては、経営を区別できる書面(売上台帳等の経済活動(経営)に関する帳簿(経営諸帳簿))により識別することができるという趣旨である。そのような例としては、経営主体が同一であり、道路等により分離されている近接する複数の区画(事業所)の場合、いわゆる経営諸帳簿が区画(事業所)毎に異なっていれば、それぞれを別の区画(事業所)として扱うことができるという趣旨である。
しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合に は、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。		他方、同一の経営主体が近接する複数の区画(事業所)における経済活動(経営)を行っていても、いわゆる経営諸帳簿によりその経済活動(経営)を分けることができない場合には、経営諸帳簿の単位により分けることができる範囲をそれぞれの区画(事業所)と扱うことがある旨を「しかし」の段落に記載している。

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
<u>他方</u> 、経済活動の行われる態様は、多種多様のものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。	<u>しかし</u> ,経済活動の行われる態様は、多種多様のものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。	現行の「しかし」以降は、その前の内容と異なり、 特例的な事業所の定義を記載しており、逆接の内容で はないため、改定素案では「他方」とする。
(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない <u>移動販売</u> や個人タクシー等の場合は、 <u>事業主</u> の住居を事業所とする。	(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない <u>行商</u> や個人タクシー等の場合は、 <u>本人</u> の住居を事業所とする。	現行の「行商」は昨今ほとんどみられず、そのような類似の経済活動として、過疎地域等において車両により移動販売を行う例が増えてきていると推察されるため、改定素素では、移動販売」と修正する。また、
(削る)	(2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人 の住居を事業所とする。	現行の「本人」は、事業を行う主体の趣旨であるため、 改定素案では「事業主」と修正する。
(2) <u>事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は</u> 、本人の住居を事業所とする。	(3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。	現行の(2)と(3)はほぼ同趣旨の内容であるが、(3)は「テレワーク等」と通信手段を明示した点が(2)と異なる。他方、近年ではインターネットの普及により、(2)と(3)の差異があまりないと考えられるため、改定素案では両者を統合して記載する。また、現行の(3)の「いずれの事業所にも属さず」の「属さず」の趣旨が曖昧なので、改定素案の(2)には、同趣旨の内容をより具体的に記載するため、「事業者と雇用契約を結ばす」と修正する。その理由は、個人が企業等と雇用契約を結んだ上で、勤務場所が住居等である場合にはいわゆるテレワークと理解されるが、そのような勤務形態の下での住居は事業所には該当しないためである。併せて、現行の(3)の「テレワーク等」はオンラインによる手段の1つであり、昨今では通信手段による呼称が様々であるため、それを記載しない。さらに、現行の(2)の「内職者等」はいわゆる個人事業主等を想定しており、改定素案の(2)の「事業者〜場合」が個人事業主等を想定した表現である。なお、内職者
(3) 日々従業者が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。 (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とすず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。	(4) 日々従業者が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。 (5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。	は、家内労働法によれば委託を受けて業務に従事する者であり、雇用契約を結んでいないため、改定素案では記載していない。

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
(5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所 (個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居) に含めて一事業所とする。 (6) 鉄道業において、一構内に幾つかの組織上の機関(保線区、機関区等) がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。 (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。)。 なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。 (8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。 また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。 (9) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。	(6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)に含めて一事業所とする。 (7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関(保線区、機関区等)がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。 (8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校とする。)。 なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。 (9) 国、地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。 また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。 (新設)	文定素案では、「学校」の対象を明確にするため、学校教育法に基づいて「専修学校」と「各種学校」も明記する。 現行の(8)の冒頭に「一構内に二つ以上の」と記載されている一方で、現行のなお書きに「同じ場所」と記載されており、「同じ場所」が示す対象が曖昧であるため、既述の事業所の定義に基づいて「同一構内」と正確に記載する。 大分類S(公務)の総説において、SとS以外に分類される事業所を明確にする観点から修正しており、改定素案の(8)もそれに合せて修正する。 この場合、改定素案の「機関」は、事業所の定義における「経営主体」に該当する。 第Ⅲ期公的統計基本計画の別表の内容を受けて、改定素案では、専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いを位置付ける。 専従の役員や労働者等が存在しない法人等は、ペーパーカンパニー等(英語では dummy company 等と記載)と呼称される場合があり、ここで想定している法人等の扱いを位置付ける。。 専従の役員や労働者等が存在しない法人等は、パーカンパニー等(英語では dummy company 等と記載)と呼称される場合があり、ここで想定している法人等ではなく、合法的に収益を得ている法人等である。後者の法人等の場合、事業所の要件の1つである「人と設備」が必ずしも存在しない場合であるため、統計調査の目的によっては事業所として扱うことができるようにするために追記する。 登記を要件とするのは、法人等が登記されることにより、法人等の所在地や役員等が公的に位置付けられ
		るためである。また、「設備の専有しないない法人等」 としたのは、当該法人等と関連がある法人が有する社 屋 (例えば、本社) の住所に当該法人等の所在地が登 記される場合を想定しているためである。

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業 所の取扱いに若干の相違が生じることがある。	(10) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。	現行の「その」が示す内容が不明であるとともに、 改定素案の(1)~(9)に加えてさらに特例的な記載があ ることを示すため、改定素案では「以上の」と修正す る。
例えば、住居で <u>経済活動</u> が行われている場合は、次のように取り扱う <u>こと</u> がある。	例えば、住居 <u>の一部で仕事</u> が行われている場合は、次のように取り扱う <u>場合</u> がある。	現行の「仕事」は、事業所の定義によれば「経済活動」に該当するので、改定素案では「経済活動」に修正する。また、現行の「例えば」以降は、上述のように、特例的な事業所の定義を記載している(1)~(10)以外に想定される事業所を想定しており、ア~エのの記載内容を考慮すると、現行の住居の「一部」において経済活動が行われているか否かが事業所の識別に大きな影響があるとは考え難いので、「一部」を削除する。
ア 住居に事業所があるものとする。	ア <u>. そこに全て</u> 事業所があるものとする。	現行のアの「そこに全て」が指す内容は、「住居の一部」と思われるが、上述の趣旨も踏まえて、改定素案では「住居」と修正する。
イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている <u>場合</u> に限り、 <u>住居に</u> 事業所があ るものとする。	イ <u>・</u> 事業からの収入が収入の主な部分を占めている <u>世帯</u> に限り,事業所があるものとする。	イの場合であっても住居が事業所であることを明示するため、改定素案では「住居に」を事業所の前に追記する。また、現行の「世帯」は世帯収入を想定して記載されたものと推測されるが、「世帯」と「住居」の混在を避けるため、改定素案では、「世帯」を削除して「場合」と修正する。
ウ 雇用者のある場合に限り、 <u>住居に</u> 事業所があるものとする。 エ 看板類似の社会的標識のある場所に限り、 <u>住居に</u> 事業所があるものとする。 また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその 元請業者の下に一括する場合がある。	ウ. 雇用者のある場合に限り、事業所があるものとする。 エ. 看板類似の社会的標識のある場所に限り、事業所があるものとする。 また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所 をその元請業者の下に一括する場合がある。	改定素案のウとエにおいても、アとイと同様に、「住居」が事業所であることを明示するために「住居に」を追記する。

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
第3項 分類の基準 本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として <u>以下</u> のような <u>分類</u> の基準に着目して区分し、体系的に <u>まとめた</u> ものである。	第3項 分類の基準 本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。	現行の第1文は、分類の基準の説明ではなく、分類の使途の内容であるため、改定素案では第3項の最後部に移動する。現行の第2文の「諸点」は多くの点という意味であるが、括弧書きの3点は分類の基準そのものであるため、改定素案では「分類の基準」と修正する。また、「配列」の意味は順序を決めて並べるという意味であるが、産業分類は分類項目の対象となる業種や関係する分類を考慮して分類構成を設定している。これを踏まえると、整理して望ましい形に落ち着かせるという趣旨の「まとめる」の表現の方が相応しいと考えるため、改定素案では「まとめる」に修正する。併せて、改定素案では表記上の修正も加えている。 前回改定時の答申に、現行の箇条書きの部分において、①供給側の視点と需要側の視点の混在、②優先事項に応じた記載順の検討、③国際標準産業分類(ISIC)の参照等が指摘されたことを踏まえて修正する。記載順は、第Ⅲ期公的統計基本計画の「生産技術の類似性による基準に配慮しつつ」と ISIC の該当部分の
(1) 生産 <u>に投入される</u> 財又はサービスの種類	(1) 生産 <u>される</u> 財又は <u>提供される</u> サービスの種類 <u>(用途,機能等)</u>	記載を踏まえて、供給側の内容から記載し、次に需要側の内容となるように記載する。 具体的には、生産工程の各段階すなわち原材料等の投入、製造等の生産過程、商品やサービスの産出に対応して記載する。 改定素案の(1)では原材料等の投入に該当する基準を記載することとし、ISICの「財、サービス及び生産要素の投入 (the inputs of good, services and factors of production)」」を参考にして、現行の(3)の「原材料の種類及び性質」を修正する。また、現行の(3)の「サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類」は、不動産業等を想定して記載されたものと考えられるが、検討の結果、当該部分がなくても産業を分類できると整理したので、当該部分を削除する。

改 定 素 案	現行(第13回改定)	改定理由
(2) 財又はサービス <u>の生産</u> 方法 (設備 <u>又は</u> 技術等)	(2) 財 <u>の生産</u> 又はサービス <u>提供の</u> 方法(設備 <u>,</u> 技術等)	改定素案の(2)では、現行の(2)を基にして、概念上 同趣旨と思われる部分(財の「生産」とサービス「提 供」)をまとめて記載するともに、表記上の修正を加え る。
(3) <u>生産される財又は</u> サービスの <u>特徴(用途又は機能)</u>	(3) 原材料の種類及び性質,サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種 類	以上から分かるように、改定素案の(1)と(2)は供給側の基準である。 改定素案の(3)は需要側の基準である。現行の需要側の基準である(1)の括弧内の「等」の記載がなくても問題がないので、それを削除する。 また、現行の(1)の「種類」とその括弧内の「用途、機能」との関係が語義上であるため、ISICの「アウトプットの特徴(the characteristics of outputs)」やNACEの記載内容を参考にしつつ、他と比べて特有であるとの意味である「特徴」を現行の「種類」に代えて記載する。
なお、 <u>本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲</u> の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。	なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等 も考慮した。	なお、「用途又は機能」は現行の(1)から継承して記載するが、「特徴」の一要素として説明できると考えている。 現行の「なお書き」は新規立項の際の量的基準に言及しており、分類の基準の説明とは直接的に関係がないので、削除する。 また、改定素案の「なお書き」は、現行の冒頭にある第1文を移動したものであるが、分類の基準の説明ではなく、分類の使途の説明であるため、第3項の最後部に記載する。
		(1)~(3)の箇条書きの部分において、現行の「及び」や「読点」を改定素案では「又は」に修正している。 その理由として、読点の記載は「及び」か「又は」が 不明であるため、「読点」を使用せず、より明確に記載 するためである。 なお、すべての「財」と「サービス」を概念的に「又 は」として説明できるとは限らないが、第3項では、 従前の記載等も参考にして「又は」の表現を共通的に 記載している。

定 現 行(第13回改定) 改定理由 改 第4項 分類の構成 第4項 分類の構成 本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構 本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その 成は、大分類 20、中分類 99、小分類 536、細分類 1,473 となっている。 構成は、大分類 20、中分類 99、小分類 530、細分類 1,460 となっている。 大 分 類 中分類 小分類 細分類 大 分 類 中分類 細分類 小分類 A 農業、林業 A 農業, 林業 B 漁業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 D 建設業 E 製造業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業、小売業 I 卸売業, 小売業 J 金融業、保険業 J 金融業, 保険業 K 不動産業、物品賃貸業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 L 学術研究,専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育、学習支援業 O 教育, 学習支援業 P 医療、福祉 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないも R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く) S 公務(他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業 T 分類不能の産業 (計) 20 536 1, 473 (計) 20 530 1, 460 本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分 本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2桁、小分類項 類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。 目が3桁、細分類項目が4桁の数字で示されている。

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
第5項 分類の適用単位 本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。 なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、 事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。	第5項 分類の適用単位 本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。 なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。	
第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。 本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注) (注)事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。 本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注) (注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって十分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。	

改 定 素 案	現 行(第13回改定)	改定理由
なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に 対するものと同様に取り扱うものとする。 また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。 (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業 を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転 換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動と する場合がある。 (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係な く、1年間を通じての主要な経済活動とする。 (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によっ て決定する。 (4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。 以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務 を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行 う事業所及び特殊会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。 (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する 全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき 産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の 該当項目に分類する。 なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類項目がない場合 は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。 (2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、 保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によっ て分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。 なお、主たる経済活動と同一の分類項目に分類する。	なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。 (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。 (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。 (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。 以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び特株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。 (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目に分類する。 なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。 (2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。	

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社 (7282)」に分類する。 (4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。	(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)を持つ、いわゆる純粋特株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋特株会社(7282)」に分類する。 (4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。	
第7項 公務の範囲	第7項 公務の範囲	
本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。 ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。	本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場等本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。	大分類S(公務)の総説において、SとS以外に分類される事業所を明確にする観点から修正しており、改定素案の第7項もそれに合せて修正する。例えば、定義が明確ではないために誤解を招くおそれがある『「本来」の〇〇事務』の削除のほか、「機関」等を用いて修正する。